

「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.38 2017/04/17

(2017/5/1 追記)

【目次】

- 1 2017 年度研究総会開催のお知らせ
- 2 会誌発行のお知らせ
- 3 会費の納入のお願い

1 2017 年度研究総会開催のお知らせ

お手数ですが以下の研究総会にご出席予定の会員の方は、同日 18 時 30 分より予定している懇親会のご出席の可否と併せて、5 月 7 日（日）までに事務局（坂口一成 sakaguchi@law.osaka-u.ac.jp）までご連絡いただけると幸いに存じます。

日 時：2017 年 6 月 2 日（金）

13 時より事務総会、13 時 30 分より研究総会

場 所：明治大学駿河台校舎研究棟 4 階 第 2 会議室

（地図は 6 頁をご覧ください）

テーマ：「ロシア革命百周年をめぐって」

（研究総会のプログラムは 3 頁以降をご覧ください）

*当日 11 時より、同階の第 4 会議室にて運営委員会を開催いたしますので、
運営委員・会計監査はご参集下さい。

2 会誌発行のお知らせ

大変長らくお待たせいたしました。会誌「社会体制と法」15 号が間もなく発行されます。発行後、2014 年度会費をお納めいただいた方に順次お送りいたします。今少しお待ち下さい。

3 会費納入のお願い

会員の皆様には、2017年度までの会費(4,000円、過去の未納がある場合、2011年度以前は4500円)の納入をお願いいたします。会費振込用口座の情報については次をご覧ください。

※なお2016年度以前の未納分がある方、または2017年度分の会費をすでに納入いただいた方もいらっしゃいます。納入をお願いする年度についてはメール本文で記載しておりますので、ご確認ください。

会費振込用口座（郵便振替口座）

口座番号：00980-4-149498

加入者名：「社会体制と法」研究会

銀行名： ゆうちょ銀行

金融機関コード： 9900

店番： 099

店名： ○九九店（ゼロキュウキュウ店）

預金種目： 当座

口座番号： 0149498

カナ氏名（受取人名）： 「シャカイタイセイトホウ」ケンキュウカイ

「社会体制と法」研究会事務局

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1-6

大阪大学大学院法学研究科 坂口研究室内

Tel :

Fax :

Mail :

研究会サイト URL: <http://assls.sakura.ne.jp/>

研究総会

(1) テーマと企画趣旨

テーマ：「ロシア革命百周年をめぐって」

企画趣旨

渋谷謙次郎（企画委員）

「社会体制と法」研究会は、かつて「社会主義法研究会」という名称であり、それはいうまでもなく1917年のロシア革命に端を発して成立したソ連社会主義体制や、後にその影響下で成立した旧東側社会主義体制における法的現象や理論の研究を本旨としていた。ソ連解体後しばらくして「社会主義法研究会」が「社会体制と法研究会」に名称変更してからは、どちらかというとい英米、独仏など欧米法治国家以外の国や地域を研究しているという意味合いが強くなったが、今回は再び原点に立ち戻る意味でも、ロシア革命百周年という歴史の節目をテーマとしたい。塩川伸明氏には、この問題に最も密接な論考を数々発表し続けている意味で、基調報告的な問題提起をしていただく。続いて、樹神成氏には、社会主義というよりは立憲主義と権威主義という側面から、ロシア・ソ連史の再検討を加えていただく。ロシア革命は、現実の「社会主義」を切り開いたという側面がある一方、立憲主義の断絶という側面もあるため、この見地からの分析も欠かせないだろう。3番目には、渋谷がロシア革命百周年に際しての日本の（場合によってロシアなどを含む）知的状況について、若干の報告を行う。つまりロシア革命が何をもたらしたのかという議論は、狭義のロシア革命の評価の問題にとどまらず、現代のグローバル資本主義の下での様々な現象（トランプ政権、反EU、排外主義）や自由民主主義の行方にも関連するという視点をとる。

なお、これらの報告の後、全体討論を予定している。

(2) プログラム

司会 阿曾 正浩（北見工業大学）

13：30～13：35 渋谷 謙次郎（神戸大学・企画委員）

「企画趣旨の説明」

13：35～14：15 塩川 伸明（東京大学名誉教授）

「ロシア革命・ソ連・社会主義

——100周年に振り返る」

14：15～14：55 樹神 成（三重大学）

「ロシア立憲主義史における断絶と連続

- 1918年憲法32条と1993年憲法80条」

14：55～15：35 渋谷 謙次郎（神戸大学）

「ロシア革命百周年をめぐる日本の知的状況」（仮題）

15：35～15：50 休憩

15：50～17：30 質疑応答・討論

(3) 報告要旨

ロシア革命・ソ連・社会主義——100周年に振り返る

塩川 伸明

かつては「ロシア革命〇十周年」という機会にその歴史的意義を振り返るのはごく当たり前のことだったが、今はそうではない。ロシア革命に歴史的意義はあるのかなのか、そもそも「歴史的意義」とは何か、「ロシア革命」とは何を指すのか、すべてが疑問だらけである。問いを立てるだけに終わってしまうかもしれないが、とにかく試論的に考えてみたい。

ロシア立憲主義史における断絶と連続 - 1918年憲法32条と1993年憲法80条

樹神 成

現代ロシアについて、その政治レジームは権威主義、憲法は民主的と捉えられている。このため、皮相に留まるものから社会関係の深奥に迫るものまで玉石混交の実態論で（(公式の) 制度対 (非公式の) 実態という図式）、現代ロシアの法と政治が分析される。この報告は、制度自体の問題を今一度考える。1993年憲法の大統領の地位と役割の規定(80条)をロシア自由主義(革命前立憲主義者と1993年憲法制定過程での自由主義派 - S. S. アレクセーエフ等) の特質を反映すると捉え、それとの対比で1918年憲法とその後のソ連憲法史を簡単に振り返りたい。

以下は、報告と関連する拙論である。「地方公共団体・地方自治体の露語訳とロシアの地方自治」(竹中浩編著『言葉の壁を超える』大阪大学出版会、2015年)、「現代ロシアの比較憲法学 - A. H. メドゥシエフスキー」法経論叢第34巻1号、「中央アジア諸国比較憲法序説」法政論集第272号。

ロシア革命百周年をめぐる日本の知的状況 (仮題)

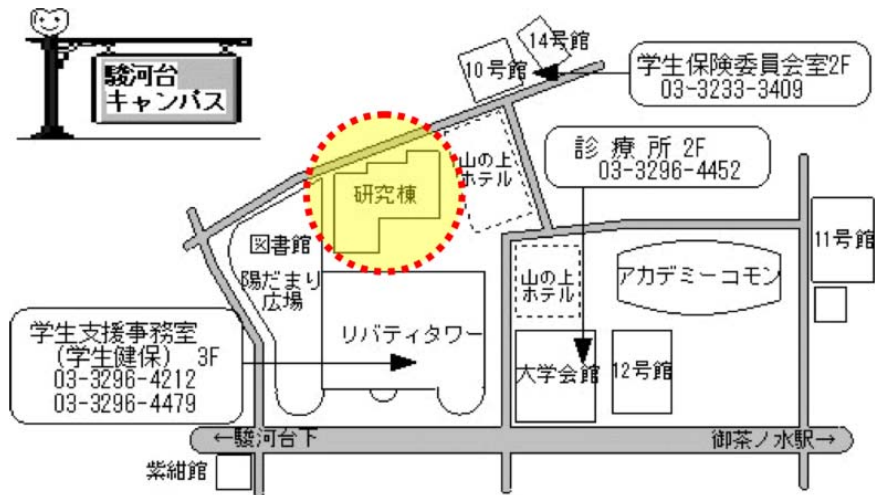
渋谷 謙次郎

日本の言論(アカデミズム・ジャーナリズム等)においては、ロシア革命百周年ということ自体が忘れ去られつつある、あるいは取りあげるに値しないとみなされているようだが、一方で、ロシア・旧ソ連の若干の専門家や一部の論者によって、1917年のロシア革命やソビエト国家、あるいは社会主義、マルクス主義についての再考がはかられている。本報告では、1917年ロシア革命のみならず、そこから派生する諸問題についての、近時の日本の知的議論を、必要に応じてとりあげつつ検討する。それらを通して、単にロシア・ソ連史の再検討を行うというのみならず(これ自体が大変なことだが)、近時の様々な政治的、社会的閉塞状況と表裏一体の知的閉塞状況の性質にも踏み込んでみたい。

(以上)

会場案内

明治大学（駿河台）研究棟 4F 第1会議室へのアクセス方法



<リバティタワー1F見取り図>

⇒ 研究棟に入ってすぐのエレベーターで4Fまでお上がりください。

